

# 来月から税の申告が始まります

市民税・都民税(令和4年度)の申告は市役所へ▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

1月31日(月)～2月7日(月)に開設する出張窓口もご利用ください

## 混雑緩和や感染症対策にご協力をお願いします

- 可能な限り少人数でご来庁ください。
  - マスクの着用や入り口などでのアルコール消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ※会場は窓を開けるなど換気をしています。

- 市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けています。申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。

## 〈税の申告について〉

市・都民税(住民税の申告)は2月16日(水)から市役所が、所得税の申告は東村山税務署(今年は税務署に限り2月1日(火)から)が管轄する業務となります。申告期間中に限り市でも所得税の申告の受付を行っていますが、ご相談・お預かりできない内容もございます。必ず、ご来庁前に詳細をご確認ください。

## 市民税・都民税の申告

### □申告が必要な方

①令和4年1月1日現在、市内に住所があり、以下に該当する方

- 令和3年中に所得があった方
- 所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方

②令和4年1月1日現在、市外に住所があり、市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

③給与所得者で次に該当する方

- 勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方
- 地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入があった方

※給与所得者または公的年金の所得のみの方で、勤務先などから市へ支払報告書の提出があった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要 ※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市・都民税の申告は不要

### □申告用紙の郵送と配布

申告書は、1月26日(水)に次の方へ発送予定です。

- 昨年、申告書を提出した方
- 昨年、市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

※市・都民税の申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次の場所で配布します。また上記以外の方で、市の申告書が必要な方は市HPよりダウンロードができます。

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(火)～2月15日(火)
	2階申告会場 2月16日(水)～3月15日(火)
防災・保谷保健福祉総合センター1階	2月1日(火)～2月7日(月)
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎 2月8日(火)～3月8日(火)
	防災・保谷保健福祉総合センター6階 3月9日(水)～3月15日(火)
柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所	2月1日(火)～3月15日(火)

※(土)・(日)・(祝)を除く ※所得税の確定申告書も上表のとおり配布しますが、税務署からの配布数に限りがあり、数日で配布を終了する場合があります。 ※確定申告書のダウンロードや作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からも可

## 所得がなかった方も申告を

令和3年中に所得のなかった方も申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、国民年金の免除申請などの手続、後期高齢者医療被保険者証の発

行などの基礎資料になりますので、申告書表面の該当箇所および申告書裏面の「所得(収入)がなかった方」欄にご記入のうえ、提出してください。

## 申告の際に必要なもの

- ①申告書・筆記用具・計算機
- ②マイナンバー制度導入に伴う本人確認書類(番号確認および本人確認)
- ③令和3年中の収入額が分かる書類(源泉徴収票など)
- ④下記の控除を受ける場合
  - (A)国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)…令和3年中に支払った金額を計算してあれば、領収書などの控除証明書の添付は不要(金額が不明の場合は、各担当課で確認できます)
  - (B)国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除…令和3年中に支払った金額が分かる控除証明書などの添付が必要
- ⑤医療費控除の申告(令和3年1月1日～令和3年12月31日に支払われたものが対象)には、平成30年度より領収書の代わりに「医療費控除の明細書」を必ず作成し、添付が必要です(領収書の添付は不要ですが領収書はご自身で5年間保存する必要があります)。

作成する際は、医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載してください。また、平成30年度より、新たにセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が開始されました。詳細は、市HP「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」をご覧ください(従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、申告者本人が選択しいずれかの適用)。

⑥障害者手帳または認定書(障害のある方) ⑦申告者名義の銀行などの口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方) ※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちください。

※申告書に添付する源泉徴収票などの書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

## □申告についての注意

- 申告の期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回分の納税額が多くなりますので、期間中に申告してください。
- 住民税における上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される前までに

- 「市民税・都民税申告書」および「市民税・都民税申告書 別表(課税方式選択用)」が必要となります。また、所得金額が増えることで国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料などに影響する場合があります。
- 配偶者やそのほかの親族の年金から差し引かれた介護保険料、後期高齢者医療保険料は、その方が支払われたものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、口座振替による支払いを選択できますので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合には、申告者の社会保険料控除に含まれます。
- 住宅ローン控除を受ける初年度は、必ず税務署への確定申告が必要となります。田無庁舎および防災・保谷保健福祉総合センターの申告会場での相談をお受けすることはできません。

## 市でご相談・お預かりできる所得税の確定申告書

- 提出のみの方 税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書
- 簡易な申告の方 給与所得者の還付申告・公的年金(個人年金所得を含む)の申告など

## 申告書へマイナンバーの記載が必要です

市・都民税の申告にはマイナンバーの記載が必要です。それに伴い、本人確認(番号確認・本人確認)が必要となります。 ※窓口提示または写しの添付

### □確認書類

- ①マイナンバーカード ②通知カード・公的機関が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど) ③マイナンバーが記載された住民票(写しでも可)・公的機関が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど) ※顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、年金手帳など公的機関が発行した証明書2点が必要です。 ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記

載された氏名・住所などが、住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用可

## 市でご相談できない所得税の確定申告

下記①～⑨に該当する方は、税務署にご相談ください。

- ①配当所得などの申告 ②青色申告 ③収支内訳書が未作成の事業所得の申告および不動産所得の申告 ④土地・建物および株式などの売却による譲渡所得の申告 ⑤住宅ローン控除の申告(初年度および住宅ローン控除申告書が未作成のもの) ⑥相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基く年金所得の申告 ⑦国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告 ⑧過年分や亡くなった方の申告(令和2年分以前の申告) ⑨そのほか特殊な申告(例:雑損控除・災害減免・外国税額控除・仮想通貨の申告など) ※ご相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、お預かりできます。

## 公的年金等の受給者の確定申告不要制度

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税の還付を受ける方や外国で支払われる年金など所得税の源泉徴収の対象とならない年金を受給している方は、確定申告が必要です。また、確定申告が不要でも、市・都民税の算定で「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合は、市・都民税の申告が必要です(税務署に確定申告書を提出の場合は市・都民税の申告は不要)。

※東村山税務署に限り、公的年金を受給されている方は、2月1日(火)以前でも相談を受け付けています。東村山税務署にご確認ください。

市では、2月16日(水)からの受付となりますので、ご注意ください。

## パソコン・スマホなどから確定申告ができることを知っていますか？

※ID・パスワードの発行は申告が始まると混雑するため、期間前の申請がおすすめ ※マイナンバーカード方式の場合、令和4年1月以降、ICカードリーダーライターがなくても、マイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Tax送信が可能